

# 道教組

2019年6月1日発行

DOKYOSO NEWS VOL.546

教職員とその家族を守る  
全教自動車保険

## 5つの特徴

- ①無事故割引を引き継ぎます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78  
TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472

昨年度を上回る51名もの欠員(札幌市を除く)

「せんせいふやそう」の声を広げよう!

## 昨年度を上回る

### 期限付教員等の欠員

道教組は、定数報告の基準日となる5月1日現在の欠員状況について、道教委に情報提供を求めました。

その結果、札幌市を除く道内の期限付・産休・育休代替教員の欠員が51名にのぼることがわかりました。内訳は、小学校29名、中学校6名、高校6名、特別支援学校5名、養護教諭3名、栄養教諭2名です。これは、昨年同月の48名を上回る深刻な状況です。

昨年度は、月を追うごとに欠員の数が増加し、12月には94名まで欠員が広がりました。

道教委は、今後は欠員数が大幅に減少していく見通しを示していますが、道教組が各単組を通じて行った調査によると、今後も新たな欠員

が生じる見込みです。欠員不補充となっている学校では、他の職員がその業務を担わざるを得ず、さらなる多忙化につながっています。昨年度は、1校で3名もの欠員が生じた学校もありました。

道教組は、交渉など様々な場面で、「教育に穴が空

期限付教員等の欠員状況

管内	学校種	2018年 5月	2018年 12月	2019年 5月
空知	小学校	2	1	1
	中学校	0	2	0
石狩	小学校	3	6	2
	中学校	0	0	0
後志	小学校	2	1	4
	中学校	0	2	1
胆振	小学校	5	4	3
	中学校	1	2	1
日高	小学校	1	2	1
	中学校	0	0	1
渡島	小学校	4	1	2
	中学校	0	2	0
檜山	小学校	0	1	1
	中学校	1	2	0
上川	小学校	3	5	2
	中学校	1	2	1
留萌	小学校	6	4	1
	中学校	0	0	0
宗谷	小学校	0	2	0
	中学校	0	0	1
オホーツク	小学校	1	1	0
	中学校	0	2	0
十勝	小学校	1	9	4
	中学校	1	1	0
釧路	小学校	3	5	6
	中学校	0	2	1
根室	小学校	3	0	2
	中学校	0	2	0
小学校計		34	42	29
中学校計		4	19	6
小中計		38	61	35
高等学校		5	14	6
特別支援学校		3	12	5
養護教諭(小中)		0	3	3
養護教諭(道立)		2	2	0
栄養教諭		0	2	2
合計		48	94	51

く」状況を解決するため全庁あげて知恵を絞り、あらゆる手段を早急に取り組むよう要求してきました。

## 教員採用試験受験者数は

過去20年間で最少に

昨年度の教員採用選考検査では、欠員状況も勘案しながら、昨年度に比べて465人多い採用登録を行ったほか、期限付教員等を対象とした特別選考検査を昨年度から新たに実施し、194人を登録しています。

それでも、教員採用選考検査の受験者数は減少を続けています。昨年度、札幌市を除いた倍率は、小学校で1.2倍、養護教諭で1.3倍と極端に低くなっており、今後はさらなる教員不足も懸念されます。

道教委は、教員不足の要因として、少子化の影響や新卒者の進路選択が多様になっていること、広域な本道において人事異動に伴い転居する場合が多いなどの理由を挙げています。

そして、教員確保の対策として、ユニチューブ等を使った広報、学校における「働き方改革」の推進に努めるとともに、道教委職員が道内外の大学を訪問し、教員としてふさわしい資質や能力を備えた人材の確保に、積極的に取り組むとしています。

「せんせいふやそう」の  
とりくみを、今こそ!

道教委は教員不足の要因について様々な理由をあげていますが、最大の要因は、学校の「ブラック職場」化といわれる過酷な勤務の実態にあります。その解決は、教職員定数の抜本的改善以外にありません。

また、教員免許更新制も教員不足の一因となっていることから、教員免許更新制の廃止や改善を国や道教委に求めています。

# アクション・プラン 後退の見直し案

## 長時間労働の解消は、定数改善でこそ！

道教委は、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」の見直し案を、5月30日に開かれた学校における働き方改革推進会議で示しました。この会議は、昨年度までの「時間外勤務等縮減推進会議」を、名称を変更して行われたものです。

2020年度までのとりくみ期間に変更はありませんが、目標が変更され、具体的な取組を示す各アクションに7項目を新設するなどの変更が加えられました。

ここで示された見直し案は、道議会での議論などを経て、7月の教育委員会会議で決定されます。

### ○見直し案の主な変更点

#### ① アクション・プランの目標及び期間

見直し案	現行
次のとおり努力目標を設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とする。	
「教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。」	
当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とする。	
「1週間当たりの勤務時間が60時間を超えない教員を全校種でゼロにする。」	

「当面の目標」を「努力目標」とした上で、「ゼロにする」という言葉もなくなりしました。そして、「臨時的な特別な事情」がある場合は「1年間で720時間」などの特例的な扱いも記載されています。

長時間労働を解消しようとする決意は、現行のアクション・プランから大きく後退した印象です。

#### ② 教育課程の編成・実施への指導助言

道教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言することにも、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

見直し案	参考
★H31・3・18文科事務次官通知 各学校の指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない。(中略) なお、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないこと。	文科科学事務次官通知をもとに、新たに加えられた項目です。学級閉鎖等に備えてあらかじめ余時数を設定することをやめるということです。

しかし、文科科学事務次官通知の網掛け部分は、見直し案に記載がありません。

せん。会議でも質問が相次ぎましたが、道教委は「標準授業時数を下回った場合、回復の努力をしてもらうことはこれまでと変わらない」「様々な教育課程上の工夫で回復措置を」との説明を繰り返すのみです。

これでは、長時間労働が改善されないどころか、3学期には授業時数確保の対応に追われることとなり、さらなる長時間労働につながりかねません。

#### ③ その他の主な変更・追加項目

- ・留守番電話やメールによる勤務時間外の連絡対応等
- ・適正な勤務時間の設定(道教委の指導・助言、勤務時間の割振り)
- ・研修の精選・見直しと働き方に関する研修の充実
- ・若手教員への支援(指導主事等が働き方改革の観点から適宜アドバイス、管理職員等が声掛け等)
- ・研究指定の見直し(必要性の精査・精選、書類の簡素化、成果発表の在り方の見直し)

これらの項目の中には、文面の通りに実現できれば、長時間労働の解消に一定の効果が期待できるものも含まれます。しかし、学校の長時間労働は、このような対策のみで解消できるような状況にはありません。

小学校教員の3割、中学校教員の6割以上が過労死ラインを越えて働いているとされた文科省調査のあとも、さらに授業時数は増加しています。

長時間労働の根本的な解消は、教職員定数の抜本的改善以外にありません。今年はず子どもの権利条約採択から30

年の節目の年です。子どもの最善の利益を実現するためにも、「せんせいふやそう」の共同を広げ、政府を動かす大きな世論をつくっていきましょう。

「せんせい ふやそう」の声を全道各地で大きく広げよう!

スマホのバーコードリーダーをかざすと署名の画面につながります。

ネット署名に **change.org** ご賛同を!

せんせい ふやそう 検索

このキャンペーンに賛同

300円からの支援で、このキャンペーンを世の中に広めるお手伝いをしませんか?

コーヒー一杯分ほどの支援が多くの人からあれば、1時間ほどでこのキャンペーンはさらに数千の賛同を集められる可能性があります。キャンペーンの成功のために、あなたも協力しませんか?

クレジットカードまたはPayPalで支払う

300円から協力してみる

さらにシェアする

**キャンペーン広告への「支援」は任意!**

ネット署名名で「今すぐ賛同」をクリックした際に、キャンペーン広告への支援(協力金300円から)を求める画面に切り替えられますが、広告への支援はあくまでも任意ですから、「賛同」するための必須の手続きではありません。ご注意ください。